

学級編制及び特別支援学級（固定級）の児童生徒数について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律の第3条において学級編制の標準が規定されている。

小・中学校ともに学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級の1学級の児童又は生徒の数は8人

(令和2年5月1日現在)

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計	学級数
田無小学校(知的障害)	7	7	6	6	6	10	42	6
中原小学校(知的障害)	3	4	4	9	4	13	37	5
東小学校(知的障害)	3	2	5	9	5	4	28	4
柳沢小学校(知的障害)	3	2	6	8	3	1	23	3
知的障害児童 合計	16	15	21	32	18	28	130	18
田無小学校(自閉症・情緒障害)	5	2	0	1	1	2	11	2
中原小学校(自閉症・情緒障害)	1	0	4	2	3	2	12	2
東小学校(自閉症・情緒障害)	0	0	2	0	1	3	6	1
柳沢小学校(自閉症・情緒障害)	2	2	2	3	2	1	12	2
情緒障害児童 合計	8	4	8	6	7	8	41	7

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	合計	学級数
田無第一中学校(知的障害)	11	6	12	29	4
保谷中学校(知的障害)	16	11	8	35	5
青嵐中学校(知的障害)	8	6	12	26	4
知的障害生徒 合計	35	23	32	90	13
田無第一中学校(自閉症・情緒障害)	1	0	4	5	1
保谷中学校(自閉症・情緒障害)	5	5	5	15	2
青嵐中学校(自閉症・情緒障害)	1	4	3	8	1
情緒障害生徒 合計	7	9	12	28	4